

令和3年 第1回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(令和3年2月5日)

茨城県南水道企業団議会

令和3年 第1回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

令和3年2月5日（金） 午後1時30分 開 会

議事日程

- 日 程 第 1. 会議録署名議員の指名
日 程 第 2. 会期決定の件
日 程 第 3. 議案第 1 号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について
日 程 第 4. 一般質問
-

出席議員	1番	大越勇一	議員
	3番	鈴木勝利	議員
	4番	北島登	議員
	5番	杉森弘之	議員
	7番	久米原孝子	議員
	8番	石引礼穂	議員
	9番	椎塚俊裕	議員
	10番	伊藤悦子	議員
	11番	根岸裕美子	議員
	12番	岩澤信	議員
	13番	染谷和博	議員
	14番	佐藤隆治	議員

欠席議員	2番	若泉昌寿	議員
	6番	柳井哲也	議員

説明のための出席者

藤井信吾	企業長
中山一生	副企業長
根本洋治	副企業長
佐々木喜章	副企業長
秋田浩樹	事務所長
野友省男	次長
山下聡	経営企画課長
腰塚信行	業務課長
川井克治	給水課長
本多裕之	施設課長
山本信之	会計課長
倉島正彦	配水課長

茨城県南水道企業団議会事務局

小嶋哲夫	局長
平野恵美	書記
谷田昇明	書記

令和3年第1回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

議案第1号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

令和3年第1回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

議員	質問の要旨
1 伊藤 悦子	<p>1 議案第1号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算書</p> <p>(1) 予算書2ページ 債務負担行為 水道施設再整備計画策定業務委託</p> <p>①目的、具体的内容、計画期間</p> <p>②策定は「施設更新に係る財政確保について」「経営戦略プラン策定」時に必要だったのでは、何故今なのか</p> <p>(2) 予算執行計画書</p> <p>①27ページ 給水収益、家事用料金、昨年予算の1.5%増、団体用料金、昨年予算の1.9%減の根拠</p> <p>②30ページ 委託料、給配水管路台帳管理システム補正業務委託、昨年度より約800万円増の根拠</p>
2 北島 登	<p>1 議案第1号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算書について</p> <p>(1) 予算書1ページに主要な建設改良事業のうち戸頭配水場更新工事に522,852千円計上されているが2ページに継続費として戸頭配水場1系ポンプ電気機械設備更新工事があり、総額1,474,726千円で、令和3年度の年割額は401,852千円となっている。この差額の内容及び内訳</p> <p>(2) 予算書2ページ国庫補助金返還金10,933千円が生じた理由</p> <p>(3) 下水道料金徴収事務負担金が前年度比3,277千円減額の理由</p> <p>(4) 配水管布設替工事2,272,490千円。管種ごとの布設替え長さとの全体の率</p>

一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 根岸裕美子	<p>1 水道運営審議会の答申書の内容の住民に対する周知について</p> <p>(1) 住民への説明方法について</p> <p>(2) チラシ配布、広報掲載は複数回行うべきと考えるが、1回につき経費はどの程度かかるか</p> <p>(3) 住民が自分事として関心を持ち、情報にアクセスする工夫が必要だが、留意している点はあるか</p> <p>(4) PR動画等を作成して住民の目につくような方法を取る考えはあるか</p> <p>(5) 3市1町の議会対象、また市町職員等に対しても説明会を開催するべきと考えるがどうか</p> <p>2 水道料金の低所得者に対する減免措置について</p> <p>(1) 低所得者や生活保護を受けている住民に対する減免措置制度はあるか</p> <p>(2) 料金回収についてコロナ禍の影響は見られるか</p> <p>(3) 水道停止した際、その情報は各市町（福祉部等）に報告しているか</p>
2 伊藤 悦子	<p>1 有収率について</p> <p>(1) 令和元年度の有収率は91.03%、令和2年度と同程度の90.4%と見込むとするが、その理由について</p> <p>(2) 有収率向上についての取り組みについて</p> <p>2 浄水費の引き下げについて</p> <p>(1) 令和3年度の契約水量と予想される使用量との差について</p> <p>(2) 県西広域水道との統合で契約水量は令和9年に5,700m³の減となるといいますが令和3年度についても実態に合った契約水量への取り組みを</p> <p>(3) 統合による使用料金は10年間は</p> <p>①据え置く、統合後も事業統合を理由とした料金の統一はしないといいますが、その担保はどのようにしますか。</p> <p>②料金統一はないか値上げはあるということですか。</p>

<p>3 北島 登</p>	<p>1 水道運営審議会答申についてどうとらえているのか</p> <p>(1) 霞ヶ浦導水事業の計画変更 工期7年延長、事業費495億円増 — この影響は</p> <p>(2) 配水管路更新率1% 石綿管、鉛管の更新はいつまでかかるのか</p> <p>(3) 企業債について</p> <p>①企業債残高対給水収益比率の上限を200%としているがその根拠は</p> <p>②現在の残高と対給水比率</p> <p>③図表15のシミュレーションでは2020年は残高60億円強だが2030年には120億円弱、ほぼ2倍近くになる。利子負担はどれだけか</p> <p>(4) 料金体系について</p> <p>①用途別、使用量の体系から口径別の体系とした理由</p> <p>②口径ごとの平均使用量で算定した料金及びその値上げ率</p> <p>③近隣の水道事業体との料金比較</p> <p>(5) 答申の市民、需要者への周知と意向調査はどのように行うのか</p>
---------------	---

午後 1時30分 開 会

○佐藤隆治 議長

ただいまから、令和3年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数12名、2番、若泉昌寿議員、6番、柳井哲也議員より遅刻の通告があります。

定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○佐藤隆治 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、8番、石引礼穂議員、9番、椎塚俊裕議員、両名を指名いたします。

◇日程第2 会期決定の件

○佐藤隆治 議長

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思えます。御異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○佐藤隆治 議長

御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定します。

◇日程第3 議案第1号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

○佐藤隆治 議長

日程第3、議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井信吾企業長。

<藤井信吾企業長 登壇>

○藤井信吾 企業長

本日は、令和3年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず御参集をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、議員の皆様には以前より議会

運営をはじめとして様々な御協力を賜り、改めて御礼申し上げます。

全国でも感染が拡大しており、茨城県においても、独自となりますが、緊急事態宣言が発令され、また、クラスターと見られる集団感染も発生しております。今後も、こういった対策として、通常とは違う形での議会運営となることに御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

次に、茨城県南水道企業団水道運営審議会につきましては、計7回にわたる審議が行われ、昨年12月に答申書の提出がございました。委員長より、当企業団の事業運営に対する活発な意見交換がなされたとの御報告がございました。議員の皆様方には、当企業団の事業運営につきまして、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

それでは、本定例会に上程いたしました案件の概要を御説明申し上げます。

議案第1号は、令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてであります。この予算書は、地方公営企業法施行規則に定められた様式に基づき作成されております。

それでは、様式に従って御説明申し上げます。

第2条は、当企業団の業務活動の基本的な目標とする業務の予定量を定めたものでございます。

給水戸数は11万308戸、年間総給水量は2,565万立方メートル、1日平均給水量は7万274立方メートル、主要な建設改良事業は、配水管布設替工事22億7,249万円、戸頭配水場更新工事5億2,285万2,000円、配水場場内工事2億5,300万円及び配水管布設工事7,425万円等を予定しております。

次に、第3条に定める収益的収入及び支出についてであります。これは企業団の財政運営に係る経常的な経営活動の収支額を示したものであります。

水道事業収益の総額は61億8,669万3,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと1.1%の増となっております。そのうち、企業団の主な財源であります水道料金収入及び加入金収入等の営業収益は56億6,245万3,000円を予定し、水道事業収益の91.5%を占めております。

次に、営業外収益の総額は5億2,074万6,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと2.3%の増となっております。そのうち、長期前受金戻入は4億621万5,000円を予定し、水道事業収益の6.6%を占めております。

支出につきましては、水道事業費用の総額は58億5,794万6,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと0.8%の増となっております。

主なものを申し上げますと、営業費用が57億9,217万1,000円で、そのうち茨城県企業局に支払う浄水費は27億9,452万8,000円を予定し、営業費用の48.2%を占めております。営業外費用は6,221万5,000円を予定し、そのうち借入金に対する支払い利息は6,020万5,000円であります。また、特別損失として136万円を計上しておりますが、これは過年度損益

修正損で、その中身は過年度の水道料金の調定減となっております。

以上が、第3条の収益的収支であります。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出についてであります。この予算は建設改良工事の施工及び企業債の償還等に係るものであります。

収入につきましては、総額で15億9,100万2,000円を予定しております。その内訳といたしましては、企業債の借入金14億円、消火栓設置工事の負担金800万円、下水道工事に伴う布設替工事の負担金6,066万2,000円、生活基盤施設耐震化等交付金1億2,234万円となっております。

次に、支出につきましては、総額で35億8,265万6,000円を計上しております。その主な内訳を申し上げますと、拡張事業費として1億505万円、改良事業費として32億1,735万2,000円を予定しております。また、企業債償還金につきましては2億1,092万1,000円を予定しております。

資本的収入及び支出の概要は以上であります。19億9,165万4,000円の支出資金が不足いたしますので、その補填財源につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億8,741万6,000円、過年度分損益勘定留保資金17億423万8,000円を予定しております。

次に、第5条は、継続費についてであります。これは、資本的支出の建設改良費において戸頭配水場1系ポンプ電気機械設備更新工事の完成に3年間を要するため、その経費の総額14億7,472万6,000円及び令和3年度から令和5年度までの年割額をそれぞれ定めるものでございます。

次に、第6条は、債務負担行為をすることのできる事項、期間及び限度額を定めたものであります。これは、令和3年度から令和4年度までの2年間について、水道施設再整備計画業務委託費3,927万円を限度額とした複数年契約を予定したものであります。

次に、第7条は、企業債についてであります。起債の方法、目的及び利率等を定めたものであります。配水管整備事業の財源といたしまして、14億円を限度額とした企業債の借入れをするものであります。

次に、第8条は、営業費用、営業外費用及び特別損失との間で各項の経費の金額を流用することができることを定めたものでございます。

次に、第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてであります。職員給与費5億4,165万2,000円、交際費20万8,000円となっております。その経費の性質上、予算の流用できる執行になじまない経費として定めたものであります。

次に、第10条は、他会計からの補助金についてであります。構成市町の一般会計より児童手当負担金として351万6,000円の補助を受けるものであります。

次に、第11条は、棚卸資産購入限度額であります。5,700万2,000円を予定しております。棚卸資産である材料と量水器については、企業団の経営活動に支障を来さないように常に一定の数量を貯蔵品として保管しており、法に基づき購入限度額を定めておくもので

あります。

以上が、本定例会に上程いたしました案件の概要であります。慎重審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○佐藤隆治 議長

以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。通告に従い、質疑を行います。

議案第1号令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算書についてです。

一つ目に、予算書2ページ、債務負担行為、水道施設再整備計画策定業務委託についてです。

1点目は、水道施設再整備計画策定業務の目的、具体的な内容、計画期間についてお伺いします。

2点目は、この策定は、施設更新に係る財政確保について、また経営戦略プラン策定を決定するときに必要な基礎資料だったと思いますが、なぜ今の時期に策定になったのかお伺いをいたします。

二つ目は、予算執行計画書についてです。

1点目、27ページ、給水収益、家事用料金は昨年度予算の1.5%増、団体使用料金は昨年度予算の1.9%減です。それぞれの根拠についてお伺いいたします。

2点目は、30ページ、委託料、給配水管路台帳管理システム補正業務委託は、昨年度予算より約800万円の増額となっていますが、その根拠をお伺いいたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

○秋田浩樹 事務所長

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、債務負担行為、水道施設再整備計画策定業務委託についてであります。目的といたしましては、将来的な水需要の減少を見据えた配水場の統廃合、ダウンサイジング、それらに伴う管網整備の計画を策定するための業務委託であります。

具体的内容につきましては、現在当企業団が抱えている課題や将来の問題点などを整理し、施設の規模や効率性、災害対策、費用対効果、実現の可能性などを踏まえて、理想とする将来ビジョンに向かうための施設再整備計画を策定するものであります。

計画期間につきましては、10年間とするのが一般的となっております。しかし、10年間

ではメリット、デメリットの判断がしづらく、効果がはかりづらいということもありますので、水需要の予測を行っている50年先を見据えて、より長期的な構想となるよう策定してまいります。

次に、この計画の策定が経営戦略プランの策定や審議会開催の前に必要だったのではないかについてであります。このたびの計画策定業務委託につきましては、平成23年度に策定した基本計画を見直すために実施するものであります。基本計画の策定には長い時間を要しますが、老朽化施設の更新は早急に進めていく必要があるという状況にありましたので、基本計画の見直しを待たずに経営戦略プランを策定し、審議会において御審議いただいております。

また、これらで提示した施設更新費用につきましては、既存の更新計画を利用し、併せて固定資産台帳から更新需要を推計することで、より精度を上げて試算しております。

今後につきましては、水道法において収支の見直しを3年から5年で見直すこととされておりますので、随時財政シミュレーションに反映させてまいりたいと思います。

次に、給水収益における昨年度予算より家事用料金を1.5%増、団体料金を1.9%減とした根拠についてであります。新型コロナウイルスの影響から、手洗い等の衛生面に係る生活習慣の変化により、令和2年度は家事用の使用水量が増加する傾向が続いております。この傾向を考慮して、令和3年度の予算は家事用料金1.5%増額で予算を計上いたしました。

また、団体用料金につきましては、年々使用水量が減少傾向にありますが、新型コロナウイルスの収束が見えない状況を踏まえ、各施設の利用停止または時間の短縮等が予想されますので、1.9%減額で予算を計上いたしました。

次に、給配水管路台帳管理システム補正業務委託が昨年度より約800万円増額となった根拠であります。社内ネットワーク用のサーバーが新たに更新されることに伴い、そのサーバーに使用される新たなOSに対応した給配水管路台帳システム自体のソフトのバージョンアップ及び新たなサーバーへのデータの移行費用として約800万円を計上しております。以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。4番、北島 登議員。

< 4番、北島 登議員 登壇 >

○4番（北島 登 議員）

日本共産党北島 登です。発言通告に沿って、議案質疑を行います。

まず1番目に、議案第1号令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について、4点質問いたします。

予算書1ページに、主な建設改良工事のうち、戸頭配水場更新工事に5億2,285万2,000円計上されていますが、次の2ページに継続費として戸頭配水場1系ポンプ電気機械設備更新工事があり、総額14億7,472万6,000円で、2021年度の年割額は4億185万2,000円となっています。こういった工事の場合、まとめたほうが効率的であり、金額的にも安くなるケースが多いのですが、先ほど申しました5億2,285万円、それと今年度年割額の4億185万円、この差額については、どのような工事、そしてその内容をお知らせいただければと思います。

2番目には、予算書2ページ、国庫補助金返還金1,093万3,000円、これが生じた理由は何でしょうか。

3点目は、下水道料金徴収事務負担金が前年度比327万7,000円減額、この理由もお伺いいたします。

4点目に、配水管布設替工事に22億7,249万円計上されています。管種ごとの布設替え長さ、全体の更新率はいかほどになるのか質問します。以上、よろしく申し上げます。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

○秋田浩樹 事務所長

北島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、予算書1ページの戸頭配水場更新工事5億2,285万2,000円と、2ページ目に継続費として計上されている戸頭配水場1系ポンプ電気機械設備更新工事の令和3年度年額割4億185万2,000円、この差額の内容及び内訳についてであります。1ページの主要な建設改良事業は、まず4条予算では戸頭配水場1系ポンプ等改修工事費として6,600万円、戸頭配水場1系ポンプ場外配管更新工事として5,500万円、5条予算では戸頭配水場1系ポンプ電気機械設備工事として4億185万2,000円、以上の全てを合わせた合計額を戸頭配水場更新工事として建設改良事業費に5億2,285万2,000円として計上しております。

今、申し上げました建設改良事業費のうち、あらかじめ工期が複数年度にわたり議会に継続費として報告すべき工事は、戸頭配水場1系ポンプ電気機械設備更新工事だけが該当となりますので、3カ年にわたるその総額14億7,472万6,000円のうち、令和3年度の年額割4億185万2,000円を2ページに継続費として報告しております。

次に、国庫補助金返還金1,093万3,000円が生じた理由についてであります。これは、令和2年度に内示を受けている国庫補助金のうち、消費税相当額分を令和3年度に返還するためのものです。

補助金は不課税収入に当たりますが、補助金を受けて発注した工事の消費税につきましては、確定申告の際に仕入税額控除に算入しておりますので、その分還付を受けることになります。したがって、補助金の支給を受けた上に消費税も還付されるということで、

重複して支給されることと同じになりますので、補助金のうち消費税相当額を還付する必要があるということになります。今後も、補助金を受けた場合は、その受入額に応じて返還金が生じることとなります。

次に、下水道料金徴収事務負担金が前年度比で327万7,000円減額した理由についてありますが、令和2年度は、関係市町とも公共下水道使用料金徴収事務の共同処理に関する協定により、1件当たりの負担金が135円71銭と決まっておりました。令和3年度からは、同じく協定により、当該年度の2年度前の企業団決算額から算出することとなり、1件当たりの負担金が131円24銭となりました。よって、前年度との1件当たりの負担金の差額がマイナス4円47銭となりますので、減額となっております。

次に、配水管布設替工事22億7,249万円について、まず、管種ごとの布設替延長につきまして、老朽化更新工事及び下水道工事による布設替工事等により、石綿管が約8キロ、塩化ビニール管が約6キロ、その他の管種が約4キロ、合計18キロが更新される予定となっております。

次に、全体の更新率は、令和3年度末時点の管路総延長距離が1,500キロメートルとなっておりますので、先ほど申し上げました約18キロメートルを除きますと、更新率は1.23%となります。以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで北島 登議員の質疑を終わります。

これで議案第1号の質疑は全部終わりました。

◇討論

○佐藤隆治 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方からの発言を許します。

反対の方ありませんか。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。議案第1号令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算書について、反対討論を行います。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えず、商店街は人通りがほとんどなくなり、商売が立ち行かないと悲鳴が上がっています。食堂を経営している方のお話ですが、もう閉店しかないが、これからどうしたらいいかと悲痛な思いを述べています。雇用も厳しさを増しています。こうした下で、「高い水道料金は引き下げて」の声はますます高くなっています。

水道運営審議会が昨年12月に、令和4年度に現行の約23%、令和8年度は現行の34%の値上げが必要と答申を出しています。こうした下で、令和3年度の予算は利用者への料金引下げへの取組はありません。

公営企業である当企業団の事業は、生活にはなくてはならない水を安全安心で安く供給することが使命です。コロナ禍で営業が大変だった事業者、減収となった家庭や低所得者、生活困窮者への水道料金減額への取組を求めて、反対討論といたします。

○佐藤隆治 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

<発言する者なし>

○佐藤隆治 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

◇採決

○佐藤隆治 議長

これから議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○佐藤隆治 議長

賛成多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

ここで御報告を申し上げます。議席番号2番の若泉昌寿議員、6番の柳井哲也議員から欠席の連絡をいただいております。

◇日程第4 一般質問

○佐藤隆治 議長

次に、日程第4、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。11番、根岸裕美子議員。

<11番、根岸裕美子議員 登壇>

○11番（根岸裕美子 議員）

取手市議会議員の根岸裕美子でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私は、大きな項目2点質問させていただきます。まず最初に、水道運営審議会の答申書

の内容の住民に対する周知について、そして二つ目が、水道料金の低所得者に対する減免措置について伺ってまいります。

最初に、水道運営審議会の答申書の内容の住民に対する周知について伺ってまいります。

先日の議員全員協議会にて、住民への説明会を開催する予定であると伺いました。答申では、安全安心な水の供給のためには施設の更新と耐震化の推進が必要であり、その財政確保のための方策として、企業債を有効に活用しながら、長年改定していない料金体系を見直すことが必要であると述べられています。

料金改定についての議論は、今後、議会でしていくことになると思われませんが、住民へもこの料金改定という提案がなされていることをできるだけ多くの方に認識していただく必要があります。しかも、早急に対策に着手しなければならず、時間的余裕はありません。

今回の答申内容を住民が自分事として関心を持ち、多くの方に説明会に参加していただく、あるいは情報を取得していただきたいと思いますが、現状はなかなか厳しいと考えます。

住民が気になることは、自分の家に常に安全なお水が安価に提供されるかどうかです。しかし、そのためにどれだけの費用と労力がかかっているかということには、なかなか考えが至らないというか、想像できないのではないのでしょうか。そこに気づき、自分事として引き寄せていただけるか、ここがポイントになってきます。住民に対する周知方法について、どのように組み立てているか確認いたします。

一つ目、住民への説明方法について、現在予定している詳細をお伺いいたします。

二つ目、チラシ配布、広報掲載すると先日の全員協議会でお伺いしました。1回ではなく複数回行うべきと考えます。1回につき、経費はどの程度かかるかお伺いします。

三つ目、住民が自分事として関心を持ち、多くの方に説明会に参加していただく、あるいは情報を取得していただくために、住民へ周知する上で留意している点があるかどうかお伺いします。

四つ目、PR動画などを作成し、住民が目にする機会を増やすような方法を取る考えがあるかどうかお伺いします。

五つ目、3市1町の全議員や市職員への説明をする機会を設ける考えがあるかどうかお伺いします。特に、3市1町の全議員への説明は必須です。議員は、住民とのパイプ役として、関係される団体や支援者に聞かれた際には、正しい情報と知識を持って説明していただかなければなりません。そういった意味では、ここにいらっしゃる議員の皆様が所属議会に持ち帰り、ぜひ説明を聞く機会を提案していただきたいと考えます。

また、一人でも多くの方に水道供給の現状を正しく知っていただく、正しい情報を受け取っていただくためには相当の努力が必要です。さらに、積極的に広報する手段として小さい単位や細かい設定で説明する場を検討する必要があると考えます。各種団体や自治会などに出前講座のような形で説明することも検討していただきたいと思えます。呼んでい

ただければ説明に伺いますよという姿勢を見せることが大事かと思いますが、その点についてもお答えください。

続きまして、大きな2番目、水道料金の低所得者に対する減免措置について伺います。

コロナウイルス蔓延による混乱が1年続いています。この1年で、これまで普通に暮らしていた方が突然生活困窮に陥る事態が急増しています。その方たちにとっては、自分がどのような支援が受けられるのか、そもそも支援を受ける資格があるのかも分からない、そういった情報にアクセスしようという気持ちの余裕もないことが想像されます。水道も止められ餓死した方のニュースなど目にとると、大変な状況が広がっていくのではないかと不安です。様々な生活困窮者支援が必要であり、それが一人一人にとっての命綱になるかもしれません。

生活困窮者支援施策の責務は、原則、各自治体が負うべきと考えます。そういった意味では、ここにいらっしゃる企業長、副企業長が御自身の自治体でどのように対策していくかを検討していただきたいと思います。水道事業者として、どうお考えか確認いたします。

一つ目、低所得者や生活保護受給者に対する減免措置があるかお伺いいたします。

二つ目、料金回収について、コロナ禍の影響は見られるかお伺いします。

三つ目、水道を停止した際、その情報は各市町村の福祉部等に報告しているかどうかお伺いします。個人情報になりますので、情報提供は難しいと考えます。例えば生活困窮のおそれがあるお宅に、支援策、例えば生活保護や住宅確保給付金等の情報提供をされているかもお伺いします。あわせて、水道を停止する際の現状をお知らせください。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

○秋田浩樹 事務所長

根岸議員の御質問にお答えいたします。

初めに、水道運営審議会の答申内容についてどのようにして住民へ周知するかについてであります。まず、住民への周知、説明の方法につきましては、現在、当企業団のホームページにて、答申書及びその補足説明資料の掲載準備を進めております。また、既に各構成市町が発行する広報紙への掲載依頼を行っており、3月上旬に配布される紙面にて答申がなされたことについて周知する予定となっております。

あわせて、現在、企業団の運営状況についてのリーフレットを作成しておりますので、これについても3月初めのメータ検針時に各戸へ投函する予定をしております。

また、企業団の運営状況について住民説明会開催も予定しておりまして、4月頃をめどに開催準備を進めており、企業団ホームページ及び広報紙を活用して参加を呼びかけることとしております。

次に、チラシ配布、広報掲載は複数回行うべきではないか、また経費はどの程度かかる

かということですが、先ほど御説明いたしましたとおり、リーフレットの配布を3月初旬に1回、広報紙掲載についても3月初旬配布号への掲載を予定しております。広報紙につきましては、掲載枠の問題もありまして、それほど長い文章や説明資料を掲載することが難しいため、答申がなされたことと説明会を開催すること、またその詳細説明のためのホームページへの誘導を主な内容として考えております。

また、リーフレットの配布につきましては、A3判用紙の両面を使ったカラー刷りのものを予定しております。経費といたしましては、リーフレットの内容やデザインにつきましては、職員が作成に当たっておりますので費用はかかりませんが、このほか用紙代と印刷、折り込み代で合わせて80万円程度、検針時の投函作業費用として50万円程度、合計で130万円程度を見込んでおります。

次に、住民が自分事として関心を持ち、情報にアクセスする工夫が必要だが、留意している点はあるかということですが、審議会におきまして傍聴希望者が少なかったことを考えましても、説明会参加や、ホームページ上の資料を閲覧する、また説明動画等を掲載しても、使用者の皆様から能動的に情報を得ようとしてくださるのかという点につきましては、その効果に疑問があります。まずは、現状できる限りのことを行いながら、その効果を見極めていただくことが必要だと考えております。

また、リーフレット配布につきましては、使用者の皆様が積極的に情報を得ようと行動を起こさずとも直接情報を伝えることができますので、ある程度の効果はあるのではないかと考えております。

ただし、興味を持っていただくには、その見せ方や広報の仕方を工夫しなければなかなか伝わりにくいと考えておりますので、引き続きその手法と回数、効果的な時期などを考慮しながら広報活動に取り組んでまいります。

次に、PR動画を作成して住民の目につくような方法を取る考えはあるかということですが、このたびの審議会におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員の皆様にお集まりいただくことが困難な時期がございました。その際には、説明動画を作成し、委員の皆様へ配布、視聴していただいて、その内容について御意見をいただいた経緯もございます。その際には、開催方法や情報の伝え方について様々な検討を行いました。クラウドサーバーを活用した動画や資料の配布、また、ユーチューブなど動画共有サイトの活用等についても検討を行ってまいります。

現状といたしましては、資料作成や説明会等における動画や写真などの映像コンテンツにつきましては、施設の状況説明や漏水事故の事例紹介など積極的に活用してまいります。現段階でのPR動画の配信は検討しておりません。ただし、今後、広報すべき事案や内容によっては、そういったデジタルコンテンツを活用することの効果が見込まれる場合には、積極的に活用してまいります。

次に、各種団体、自治体等への説明会の開催についてでございますが、現在のところ予定

しておりませんが、要請等の状況を考慮し、必要があると判断した場合は対応してまいります。

次に、3市1町の議会、市町職員等に対しても説明会を開催すべきという御質問でございますが、まず市町の職員の方に対しては、水道運営審議会では各財政課長が委員となっており、また水道担当である各環境対策課に対しても個別に進捗状況及び答申の結果について報告を行っておりますので、全体として改めて説明会を開催する予定はしていません。

次に、各市町の議会につきましては、企業団から開催する予定はございませんが、御要望が議会からある場合は御説明させていただきたいと考えております。

次に、低所得者や生活保護を受けている住民に対する減免措置制度があるかとの御質問ですが、当企業団では、現在のところ、使用者の皆様公平に負担していただく方針から減免措置の制度はございません。

次に、料金回収について、コロナ禍の影響は見られるかではありますが、令和2年3月18日付厚生労働省通知、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応についてに基づき、令和2年4月から12月までの支払いを猶予した件数は69件で、金額は154万7,810円であります。また、猶予の申出があった場合には、お客様と相談の上、納入期限を延長し、それぞれ適宜料金を回収しております。

次に、水道停止した際の情報は各市町に報告しているかではありますが、個人情報のため報告はしていません。今後も、コロナ禍で支払いが困難となった事情があるお客様に対しては、納入期限の猶予を実施して柔軟に対応してまいりたいと考えております。以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで根岸裕美子議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。有収率について、浄水費の引下げについて、二つの一般質問を行います。

初めに、有収率についてです。

有収率は、つくった水の量と収入になる水の量との比率です。その比率が高いほど効率的に水道事業が運営されることとなります。

そこでお伺いします。

1点目は、令和3年度の有収率の目標についてです。予算説明書によりますと、令和3年度の有収率は、令和2年度の有収率と同程度の90.4%と見込むとあります。令和元年度

は有収率91.03%でした。事業の効率化を考えれば、有収率を上げる取組が求められます。

また、令和元年度の決算審査意見書では、水道事業の効率性を示す有収率については91.03%と、前年より1.17ポイント上昇している。給水収益の増加が見込めない状況においては、引き続き浄水対策及び水質管理体制の強化に取り組むなど有収率の維持向上に努められたいとあります。ところが、令和3年度は、令和元年度より下がった令和2年度と同程度の有収率にするといいます。その理由についてお聞きいたします。

2点目は、令和3年度において有収率向上に向けての具体的な取組についてお伺いします。

二つ目に、浄水費の引下げについてです。

コロナ禍の下、「高い水道料金を引き下げて」の声はますます高くなっています。料金引下げには、浄水費の引下げが必要と思います。県に払う浄水費は問題があります。それは、契約水量と実際に使用する使用量との差があることです。また、給水収益を上げるには、水道事業費用の48.2%を占める浄水費の引下げが求められます。

そこでお伺いいたします。

1点目、令和3年度の契約水量と予想される使用量との差についてお伺いします。

2点目は、県西広域水道との統合で、契約水量は令和9年に5,700立方メートル減となるといいますが、使っていない水のみで浄水費を払うことは納得いくものではありません。5,700立方メートル減では、現在の契約水量との差ではまだ縮まりません。令和3年度についても実態に合った契約水量にすべきと考えます。その取組についてお伺いいたします。

3点目は、県西広域水道との統合による県企業局の使用料金についてです。第1は、現在、県西広域水道が県南広域水道より基本料金では1立方メートル当たり560円、使用料金は1立方メートル当たり16円高くなっています。統一されたら水道料金に跳ね返りますから、利用者にとっては本当に大変です。10年間は料金は据え置く、統合後10年経過後も事業統合を理由とした料金の統一はしないとありますが、その担保はどのようになるのかお伺いをいたします。きちんとした覚書などがあるのでしょうか。

第2に、10年経過後も事業統合を理由にした料金の統一はないとありますが、統合を理由にしないほかの理由で統一料金を認めることになるようなことも考えられます。統一しないというところの話もありますが、この値上げについてはどうなるかということについてお伺いをいたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

○秋田浩樹 事務所長

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、有収率を令和2年度と同程度とした理由についてであります。近年、有収率向上に取り組んでいる一方、令和3年度予算におきましては、配水管布設替工事を積極的に進めることによる管洗浄水量等の増加を見込んだことと、また老朽管路等の増加による漏水量の増加も見込まれることから、前年度と同程度の有収率といたしました。

次に、有収率向上に向けての取組ですが、有収率の向上には漏水量を減少させていくことが重要であることから、漏水発見後の迅速な修繕工事を進めてまいります。また、老朽管路の更新を進めていくことが漏水事故を未然に防ぐことにつながりますので、積極的に取り組んでまいります。

次に、浄水費の引下げについて、まず、令和3年度の契約水量と予測される使用水量との差についてであります。令和3年度の契約水量につきましては、本年同様9万375立方メートルとなります。また、令和3年度予算における1日平均給水量につきましては、7万300立方メートル程度を見込んでおります。

ただし、契約水量の基準となるのは1日最大給水量となります。したがって、1日平均給水量と契約水量を比較することは適当ではありませんので、今年度における本日まででの1日最大給水量について御報告いたしますと、昨年12月31日の8万1,604立方メートルとなっており、その差は8,771立方メートルとなっております。

次に、県企業局の県南広域と県西広域の用水供給事業統合に伴う契約水量の減量についてであります。現状、県から示されている5,700立方メートル全量を減量する時期につきましては、遅くとも令和12年、一部減量の開始につきましては遅くとも令和9年とされておりました。ただし、その後の交渉により、一部減量につきましては令和5年度もしくは令和6年度を目指すということで、回答をいただいております。

しかしながら、当企業団といたしましては、より早期に少しでも多くの水量を減量していただきたいということで、逐次県に対して働きかけを行っております。令和3年度中には今後の水融通に係る施設整備のスケジュールが示されるとのことですので、今後の県の動向を注視しながら必要な対策を講じてまいります。

次に、統合による使用料金についてであります。このたび統合に当たりましては、統合後10年間は県南広域、県西広域ともに現行料金を据え置くということで同意に係る資料に明記されておりますので、これが担保となると考えております。

また、統合による料金統一はしないが、値上げはあるのかという御質問についてであります。先ほど御説明いたしましたとおり、今後10年間は県受水に係る料金は据置きということになっております。

なお、10年経過後につきましては、このたびの統合を理由とした料金統一は行わないとされております。しかしながら、水道料金につきましては、水道法によりおおむね3年から5年の収支予測に基づき、財政収支の均衡が取れる水準としなければならないものとされておりますので、10年経過後につきましては、我々末端給水事業者と同様、用水供給事

業者である県企業局の料金が改定される可能性は否定できません。以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

令和3年度の使う水量の差が出たのですが、金額も表してほしいと言ったのですが、その計算されているかどうかだけお伺いします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。野友省男次長。

<野友省男次長 登壇>

○野友省男 次長

御質問にお答えいたします。

今回は、金額のほうは算定しておりません。水量ということのみの答弁とさせていただきます。以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤悦子議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

日本共産党北島 登です。発言通告に沿って、質問を行います。

コロナ禍のこういう状況なので簡素に行いますので、よろしくお願ひします。

まず、昨年、7回にわたって開催された水道運営審議会の答申が12月18日に決定されました。この水道運営審議会答申、これをどう捉え、どのように実行しようとしているのか、幾つかの点を質問します。

審議会に出された資料及び答申には書かれていませんが、茨城県は霞ヶ浦導水事業の計画変更を行いました。工期は7年延長、事業費は495億円増、いまだに完成のめどが立たない。何度も計画変更を行っている。こういう事業は中止すべきと思いますが、この霞ヶ浦導水事業の計画変更と企業団への影響はあるのかないのか。あるとすればどのような影響でしょうか、お伺いします。

次に、答申では、配水管更新率を毎年1%としてシミュレーションを行っています。この条件で、地震に弱くアスベストを含む石綿管、それから引込み管によく使われている鉛管の更新はいつまでかかるのか。

3点目に、企業債について伺います。企業債残高対給水収益比率の上限を200%としていますが、その算定の根拠はあるのか、あればお示してください。

同じく企業債についてですが、現在の企業債残高の対給水収益比率はどれだけか。そして、当企業団の中のシミュレーションで見ますと、2020年は残高約60億円強、ところが2030年にはその倍近い120億円弱となっています。これだけ増えて利子の負担はどれだけになるのか。

次に、料金体系の変更についてです。2022年度平均23%の料金値上げ、そしてその4年後の2026年度に現行料金比で34%もの大幅な値上げを答申しています。これは経済成長率、そして物価上昇率をも大きく超えるもので、市民、そして需要家への多大な負担となります。さらに、その後は5年ごとの見直しで2067年度には現行料金比較で70%を超える値上げ、そうになっています。

公共的な事業で市民、利用者への負担増だけの策でいいのか。もっと国、県、そして企業団の構成団体、自治体からの公的資金を投入する制度をつくるべきではないでしょうか。

例えば先ほど可決された予算書を見ても、建設改良費の中で改良事業費が約32億円、それに対して国庫補助金は1億2,000万円しかありません。ほかの公共事業に比べると、極端に低い補助率しかない。こういう状況を何とか変える、これは国の問題ですが、そういう声を一事業者としても上げていくことが必要ではないでしょうか。

その点を踏まえて、以下、3点にわたって料金の問題をお聞きします。

まず、用途別使用量の体系から口径別の体系とした理由をお答えください。

そして、2020年度とされている値上げについて、口径ごとの平均使用量で算定した料金及び値上げ率はどのようになるのでしょうか。

そして3点目に、現行の料金は近隣の自治体事業者として低いほうです。当市の内容では、値上げ後は料金比較はほぼ中位程度となるようですが、様々な条件の違いがあり、単純な比較は難しいとは思いますが、料金が低い事業者の経営状況、実態から学び、当企業団の経営に生かし、料金を現在のレベルにとどめる、そういった方策はないでしょうか。

そして最後、この答申の市民への周知の問題については、同僚議員から質問があり、答弁が行われたのでその点は省略します。しかし、一つだけ、市民の意向調査、アンケート、あるいはパブリックコメント、そういったことで市民の意見、利用者の意見を重視するための行動は行うか。そういう調査を行う考えがあるかどうかお伺いして、質問を終わります。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

○秋田浩樹 事務所長

北島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、霞ヶ浦導水事業の計画変更、工期7年延長、事業費495億円増、この影響についてであります。この計画変更による当企業団の県企業局からの受水費に関する影響は

一切ございません。よって、当企業団の水道料金に影響はありません。

次に、更新率1%で管路更新を進めていった場合、石綿管、鉛給水管の更新はいつまでかかるのかについてであります。石綿管につきましては、平成31年3月に策定した経営戦略プランにおきまして、年0.6%を管路更新率の年間更新目標とし、令和2年度より10年間で石綿管の更新を完了させることを目指して進めております。審議会で答申いただきました管路更新率年1%で進めた場合には、目標よりも早い段階で石綿管の更新が完了できるものと考えております。

鉛給水管につきましては、過去5年間の年平均取替え件数は約450件であり、今後このペースで進めた場合、全ての鉛給水管の取替えには約14年かかることとなりますが、古い配水管には鉛給水管が多く接続されていることから、管路の更新ペースを加速させることが早期の鉛給水管の解消につながりますので、管路更新率の向上が必要だと考えております。

次に、企業債について、企業債残高対給水収益比率の上限を200%としている根拠についてであります。これにつきましては一般的に目安となる基準はございません。審議会におきましては、250%とした場合においても予測を行っておりますが、さらに上限を上げてしまいますと、償還や支払い利息の影響が非常に大きくなり、償還するために借入れするという状況に陥る可能性があり、支払い利息が増えて収支を圧迫し、結果的に料金を改定した場合の改定率が高くなってしまう可能性もあります。また、将来世代にどの程度老朽化資産と借金を残していくか、そして現役世代の水道料金をどの程度負担していくのか、これらのバランスを考慮して、企業債残高対給水収益比率の上限を200%と設定しております。

次に、現在の残高と比率につきましては、令和元年度決算時点で残高が51億3,279万1,631円、比率が106.74%となっております。また、令和2年度につきましても12億円の起債を予定しておりますので、残高比率ともに大幅に上昇することが予想されます。

次に、利子負担についてであります。シミュレーションでは利率を1%として計上しております。令和元年度決算の支払い利息は約5,600万円でしたが、令和7年度には1億円を上回り、その後1億1,000万円台を推移する結果となり、単年度の収支にも大きく影響しております。

次に、用途別から口径別料金体系への移行を検討した理由であります。現在の用途別料金は、使用用途の違いで料金に格差を設定する料金体系であり、店舗と住居の併用など需要者の水の利用形態が多様化する現状におきましては、既定の用途に当てはめることが困難であり、また実際の水の使用状況の把握も難しくなっております。

このような状況に加え、口径別料金は使用者それぞれの施設の規模と使用水量に見合った料金設定が可能となることで公平性が保たれること、またこういった理由により日本水道協会も推奨していることから、全国的に口径別料金体系に移行する水道事業者が増えて

おります。当企業団におきましても同様の問題を抱えており、公平性を確保するためにも口径別料金体系への移行を検討しております。

次に、口径ごとの平均使用量で算定した料金及びその改定率についてであります。口径が大きくなるにつれて、料金、改定率ともおおむね上昇していく傾向となっております。

なお、現在、営業用、団体用で御使用いただいている場合には、使用水量20立方メートルまでを基本料金としているため、基本水量以内であれば使用した水量が10立方メートルでも20立方メートルでも料金は変わらないこととなりますが、口径別の料金体系の場合は実際の使用水量を基に算定することになります。

したがいまして、現在、営業用、団体用で御使用いただいている場合、口径及び使用水量によりましては料金が下がるケースが出てまいります。また、家事用につきましては、実際の使用水量に見合った算定となり、応分の御負担をお願いするものとなります。

次に、近隣の水道事業者との料金の比較についてであります。答申いただいた1段階目の改定による水準と令和2年4月現在の県内水道事業者の平均と比較いたしますと、家事用で一般的に使用されておりますメータ口径が20ミリのケースで、使用水量が1カ月当たり10立方メートルの場合は、県内の平均の1カ月当たりの水道料金が1,963円であるのに対しまして、審議会において答申いただきました料金は1,950円となります。また、使用水量が1カ月当たり20立方メートルの場合は、県内平均の1カ月当たりの水道料金が3,872円であるのに対しまして、答申いただきました料金は4,150円となっております。

現在の当企業団の料金は、県内水道事業者の比較におきまして低い水準となっておりますが、答申どおりに改定したと仮定いたしますと、おおむね平均的な水準となります。

次に、答申の市民、需要者への周知と意向調査はどのように行うのかについてありますが、まず、周知の方法や時期につきましては、先ほど根岸議員にお答えしたとおり予定をしております。また、意向調査につきましては実施する予定はありません。

このたび審議会よりいただいた答申につきましては、一般家庭の使用の方を含め、民間企業、学識経験者の方々など、様々な立場から選出された委員の皆様の御意見をまとめたものとなりますので、それに対して改めて意見を募ることは考えておりません。以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

2回目になります。北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

市民の意向調査は行わないということですが、審議会の委員の構成を見ますと、公募された市民の代表は僅か2名です。それ以外は各自治体の職員、それから有識者などなどとなっています。それだけで市民の声をしっかり反映したものといえるでしょうか。ここは

やはり、市民の声を聞く、意向調査するということを検討していただくよう強く求めて、質問を終わります。

○佐藤隆治 議長

これで北島 登議員の質問を終わります。

以上で、通告された一般質問が全部終わりました。

これで一般質問を終わります。

○佐藤隆治 議長

以上で、今定例会に付議されました日程は全部終了しました。

令和3年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会します。

午後 2時48分 閉 会

○ 会議規則第 97 条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

令和 3 年 2 月 5 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録署名議員

議員 8 番

議員 9 番